

事務連絡
平成21年10月7日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等
について（事務処理要領）」の送付について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添の通り送付致しますので、御査収のほどよろしくお
願い致します。

主な改正内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村
に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な施行に特段の御配慮をお願いし
ます。

1 改正の趣旨

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の改正等に伴い、所
要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）身体障害者を共同生活介護等の利用の対象とすることに伴い、所要の規
定を整備すること。（第2の5の（9）のイ関係）

(2) 上限額管理事務について、事務の簡素化を図ること。(第5のIの4の(3)及びII、第6のIIIの4の(2)のオの(エ)及び(オ)並びにVIIIの2の(9)のイの(ク)関係)

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111 (内線 3092・3148)